

山形県物品・役務調達システム利用者登録・変更等申請方法

1. 対象

本システムの対象は山形県内に本店又は営業所等を有する個人又は法人です。一事業者の複数利用者登録（営業所毎の登録）は可能となります。ただし、営業所毎の利用者登録の場合は、営業区域の指定が必要となります。営業区域は各総合支庁（分庁舎含む、本庁は東南村山区域に属する。）区域とし、同一事業者の同一営業区域への登録はできません。

2. 申請方法等

本システムへの登録の申請は随時受け付けております。

- (1) 「山形県物品・役務調達システム」を使用します。画面の操作方法については操作説明書（<https://eps.pref.yamagata.jp/eps2/pdf/manual.pdf>）12頁以降をご確認ください。
- (2) システムで申し込み完了時に申請内容がPDFで出力可能となります。申請内容が記載されている「物品・役務電子調達利用者登録申請書」と添付資料をご提出ください。添付資料の詳細は「3. 提出書類」をご確認ください。

※システム運用時間：午前8時から午後8時59分まで

3. 提出書類

※山形県物品・役務調達システムからの提出はできません。山形県会計局会計課調達担当（〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1）又は各総合支庁出納室まで、郵送又は持参でご提出ください（受付可能時間：午前9時から午後5時まで）

○…必要な書類 △…備考欄の内容に該当する場合のみ提出する書類

提出書類	法人	個人	備考	発行機関
①物品・役務調達利用者登録申請書（別紙様式1）（原本）	○		山形県物品・役務調達システムにて申請完了後に出力可能	
②使用印鑑届兼委任状（別紙様式4）（原本）	△		権限を委任する（例：本店から支店、営業所等に委任する）場合又は申請者が実印以外の使用印を設定する場合に提出	
③登記事項証明書（写し可）	△	/	申請時点での物品等競争入札参加資格者名簿に登載されていない方のみ提出 ※申請日から3か月以内に発行されたもの	法務局
④身分証明書（写し可）	/	△	申請時点での物品等競争入札参加資格者名簿に登載されていない方のみ提出 ※申請日から3か月以内に発行されたもの	市町村
⑤印鑑証明書（原本）	△		現在、物品等競争入札参加資格者名簿に登載されていない方のみ提出 ※申請日から3か月以内に発行されたもの	法務局
⑥暴力団排除に関する誓約書（別紙様式2）	△		現在、物品等競争入札参加資格者名簿に登載されていない方のみ提出 申請者（役員等を含む）が暴力団員等でないこと等の誓約	
⑦返信用封筒（110円切手貼付）	○			

4. 営業種目区分一覧

種目番号	営業種目	営業品目例
物品		
1	貴金属・時計類	金、銀、宝石、時計、眼鏡等
2	工芸品類	カップ、メダル、記章、鋳造品、記念品、贈答品等
3	看板・旗類	看板、旗、プレート、スクリーン印刷等
4	写真類	カメラ、現像、焼付、フィルム、写真材料、マイクロ写真等
5	印章類	印鑑、ゴム印等
6	楽器・書籍類	楽器、レコード、書籍、出版物等
7	スポーツ用品類	運動器具、レジャー用品、娯楽用品等
8	木工品・家具類	木工品、一般家具、室内装飾品（じゅうたん、畳、カーテン）等
9	纖維・皮革製品類	制服、寝具、靴、カバン、テント、シート、暗幕、合成樹脂製品等
10	文具・事務調度品類	文房具、用紙類、コンピュータ関連用品、事務机、金庫、ロッカー等
11	事務機器類	複写機、タイプライター、ワープロ、電卓、シュレッダー等
12	情報機器類	コンピュータ、コンピュータソフト（既製品）、サーバー等
13	通信機器類	無線機、レーダー、放送機器等
14	電機・音響機器類	家電製品、照明機器、視聴覚機器等
15	薬品・塗料類	医薬品、試薬品、農薬品、工業薬品、塗料等
16	医療機器類	医療機械、生体検査機器、医療器具類
17	計測・理化学機器類	各種計測機器、理化学分析装置、光学機械等
18	産業機器類	工作機械、発電機、モーター、配電盤、ボイラー、ポンプ等
19	農業・土木建設機械類	耕運機、トラクター、ドーザ、グレーダ等
20	消防防災機器類	消防自動車、消防ポンプ、火災報知器、防護マスク、消防用品等
21	厨房・環境衛生機器類	厨房機器、空調機器、汚水処理機器、焼却炉、浴槽等
22	雑貨・日用品類	清掃用品、荒物、硝子機器、陶磁器、造園用品等
23	自動車類	自動車、オートバイ、スノーモービル等
24	自動車付属品・自転車類	タイヤ、自動車用品、自転車等
25	印刷類	活版、写植、タイプ、フォーム、特殊ラベル、カーボン等
26	地図・青写真・複写類	地図、青写真、複写、航空写真等
27	燃料類	石油製品、高圧ガス、酸素、LPガス等

28	百貨店	
29	道路標識・安全保安用品類	道路標識、交通安全用品、信号機器、保安用品、警察装備品等
30	船舶・航空機類	船舶、船舶用品、航空機部品等
31	その他	上記のいずれにも属さない物品の販売

種目番号	営業種目	営業品目例
役務		
50	映像製作・広告・宣伝類	ビデオ・スライド制作、広告サービス、催事関係、宣伝等
51	調査・研究類	市場調査、環境調査、検査測定（構築物以外）、研究等
52	情報処理類	情報処理サービス、システム開発、ソフトウェア開発、ネットワーク整備、インターネット関連サービス等
53	賃貸借類	レンタル、リース
54	構築物管理類	建築物清掃、環境衛生管理、各種設備機器運転・保守点検等
55	警備・受付類	施設警備、機械警備、受付、電話交換等
56	施設（構築物以外）管理類	交通安全施設保守点検、道路・公園の清掃、上下水道施設管理等
57	廃棄物処理類	一般廃棄・産業廃棄・再生資源に係る収集、運搬、処理、処分等
58	運送類	運送サービス（陸上、海上、航空含む）、宅配サービス等
59	車両・船舶等整備類	自動車、船舶、航空機等の整備
60	その他のサービス類	上記のいずれにも該当しないサービスの提供

5. システム登録後の注意事項

（1）登録後、自動的に又は直ちに見積りの指名等があるというシステムではありません。

本システムにて公開される案件は原則としてオープンカウンター方式での見積合せとなります。一部案件には「県内に本店又は本社を有すること」などの条件が付されております。

※オープンカウンター方式とは…県が見積りの相手方を特定せずに見積情報を公開し、一定の資格を有する見積り参加者からの見積書の提出を募り、契約の相手方を決定する方法。

（2）県で契約する全ての案件がシステム上で公開されるものではありません。

業務委託（役務）の案件については、当面の間は県庁（企業局及び病院事業局を除く）及び警察本部で発注する「建物等の保守、管理、運営に伴う業務委託」及び「廃棄物の処理に伴う業務」の一部の案件のみが公開されます。対象となる業務委託及び地域については順次拡大する予定です。

6. 変更、廃止及び更新の手続きについて

【変更・廃止】

システム登録後、登録内容に変更が生じた場合及び事業を廃止する場合、速やかに届け出てください。

*申請方法については操作説明書 25 頁以降をご確認ください。

(1) 提出書類

① 変更の場合

○…必要な書類 △…備考欄の内容に該当する場合のみ提出する書類

提出書類	法人	個人	備考	発行機関
①物品・役務調達利用者変更申請書（別紙様式1）（原本）		○	山形県物品・役務調達システムにて申請完了後に出力可能	
②使用印鑑届兼委任状（別紙様式4）（原本）		△	・現在権限を委任している場合（例：本店から支店、営業所等に委任する）：受任者の内容に変更があった場合に提出 ・申請者が実印以外の使用印を設定している場合：使用印の変更があった場合提出	
③登記事項証明書（写し可）	△		申請時点での物品等競争入札参加資格者名簿に登載されていない方で、「電話番号」「FAX番号」「E-Mailアドレス」「営業種目」以外の変更があった場合のみ提出 <u>※申請日から3か月以内に発行されたもの</u>	法務局
④身分証明書（写し可）		△	申請時点での物品等競争入札参加資格者名簿に登載されていない方で、「電話番号」「FAX番号」「E-Mailアドレス」「営業種目」以外の変更があった場合のみ提出 <u>※申請日から3か月以内に発行されたもの</u>	市町村
⑤印鑑証明書（原本）		△	申請時点での物品等競争入札参加資格者名簿に登載されていない方で、印面の変更があった場合のみ提出 <u>※申請日から3か月以内に発行されたもの</u>	法務局
⑥返信用封筒（110円切手貼付）		○		

②廃止の場合

○…必要な書類

提出書類	法人	個人	備考	発行機関
①物品・役務調達利用者廃止届出書（別紙様式1）（原本）	○		山形県物品・役務調達システムにて申請完了後に出力可能	
⑥返信用封筒 (110円切手貼付)	○			

（2）提出先

山形県会計局会計課調達担当 〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

【更新】

利用者登録の有効期限は奇数年の4月1日から翌々年の3月31日までの最大2年間です（例：令和8年3月に登録した場合→令和9年3月31日まで有効）。更新年の2月中に更新申請書と添付書類の提出の必要があります。

※物品等競争入札参加資格者名簿の更新又は新規登載の申請を行った場合は、本システムの更新も行ったものとみなします。

（1）提出書類

○…必要な書類 △…備考欄の内容に該当する場合のみ提出する書類

提出書類	法人	個人	備考	発行機関
①物品・役務調達利用者登録申請書（別紙様式1）（原本）	○		山形県物品・役務調達システムにて申請完了後に出力可能	
②使用印鑑届兼委任状（別紙様式4）（原本）	△		権限を委任する（例：本店から支店、営業所等に委任する）場合又は申請者が実印以外の使用印を設定する場合に提出	
③登記事項証明書 (写し可)	○	/	<u>※申請日から3か月以内に発行されたもの</u>	法務局
④身分証明書 (写し可)	/	○	<u>※申請日から3か月以内に発行されたもの</u>	市町村
⑤印鑑証明書 (原本)	○		<u>※申請日から3か月以内に発行されたもの</u>	法務局
⑥暴力団排除に関する誓約書 (別紙様式2)	○		申請者（役員等を含む）が暴力団員等でないこと等の誓約	
⑦返信用封筒 (110円切手貼付)	○			

（2）提出先

山形県会計局会計課調達担当 〒990-8570 山形市松波二丁目8-1